

忠岡町防犯灯補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行の安全を図るために設置されている防犯灯の修繕及び移設に係る費用並びに電気料金に対する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助)

第2条 町長は、町内防犯灯修繕費及び移設費並びに電気料金の支払いを行う自治振興協議会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては忠岡町補助金交付規則（昭和52年忠岡町規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(期間)

第3条 補助対象期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助率)

第4条 補助率は修繕費、移設費及び電気料金ともに当該費用の2分の1とする。ただし、移設費については1件につき20,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとするときは、申請の際に、次に掲げる書類を町長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 防犯灯修繕費及び移設費

- (ア) 防犯灯修繕費等補助金交付申請書（様式第1号）
- (イ) 防犯灯修繕等明細書（様式第2号）
- (ウ) 防犯灯修繕費及び移設費の領収書又はその写し
- (エ) その他町長が必要と認める書類

(2) 防犯灯電気料金

- (ア) 防犯灯電気料金補助金交付申請書（様式第3号）
- (イ) 防犯灯電気料金月別明細書（様式第4号）
- (ウ) 電力会社発行の全ての電気料金額領収書又はその写し
- (エ) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の申請に係る経費が適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助金交付指令書（様式第5号）により通知するものとする

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(補助率の特例)

2 平成27年度における補助金の補助率については、第4条の規定にかかわらず5分の3とする。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。